

## 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第2回）

### 会議次第

日 時：平成22年10月27日（水）10：00～

場 所：八代市坂本支所2階会議室

#### 1 開会

- (1) 座長（副知事）挨拶
- (2) 事務局説明

#### 2 議事

- (1) 荒瀬ダム撤去を巡る最近の動き等について
- (2) 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況について

#### 3 閉会

## 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（第2回）会議資料

- ・荒瀬ダム撤去を巡る最近の動き等 ..... 会議資料1
- ・地域課題への取組状況 ..... 会議資料2

平成22年10月27日

熊本県企業局

## 荒瀬ダム撤去を巡る最近の動き等

### 1 荒瀬ダム撤去技術研究委員会について

- 第1回委員会（4月30日）
  - ・現地視察及び荒瀬ダム対策検討委員会検討結果の報告
- 第2回委員会（6月18日）
  - ・課題整理
- 第3回委員会（7月23日）
  - ・「荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書（案）」とりまとめ

#### [荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書の概要]

##### ダム撤去施工計画

- ・撤去手順：右岸先行スリット撤去工法
- ・撤去期間：6段階（6ヶ年）程度

##### 土砂処理計画

- ・泥土：ダム撤去までに全量除去
- ・砂礫：10万m<sup>3</sup>除去  
(ダム撤去開始までに5万m<sup>3</sup>、ダム撤去工事中に5万m<sup>3</sup>)

##### 環境保全措置及び環境モニタリング

#### (考え方)

- ・護岸等の老朽化対策と荒瀬ダム撤去による水位低下に伴う路側の安定性を確保するため、路側構造物補強を行う。

#### (範囲)

- ・一般国道219号の荒瀬～与奈久区間の延長約1,800m。
- ・県道中津道八代線の佐瀬野～中津道区間の延長約950m。

#### ③交付金制度の適用

- ・県は、上記計画を基に、社会资本総合整備計画を作成していく。

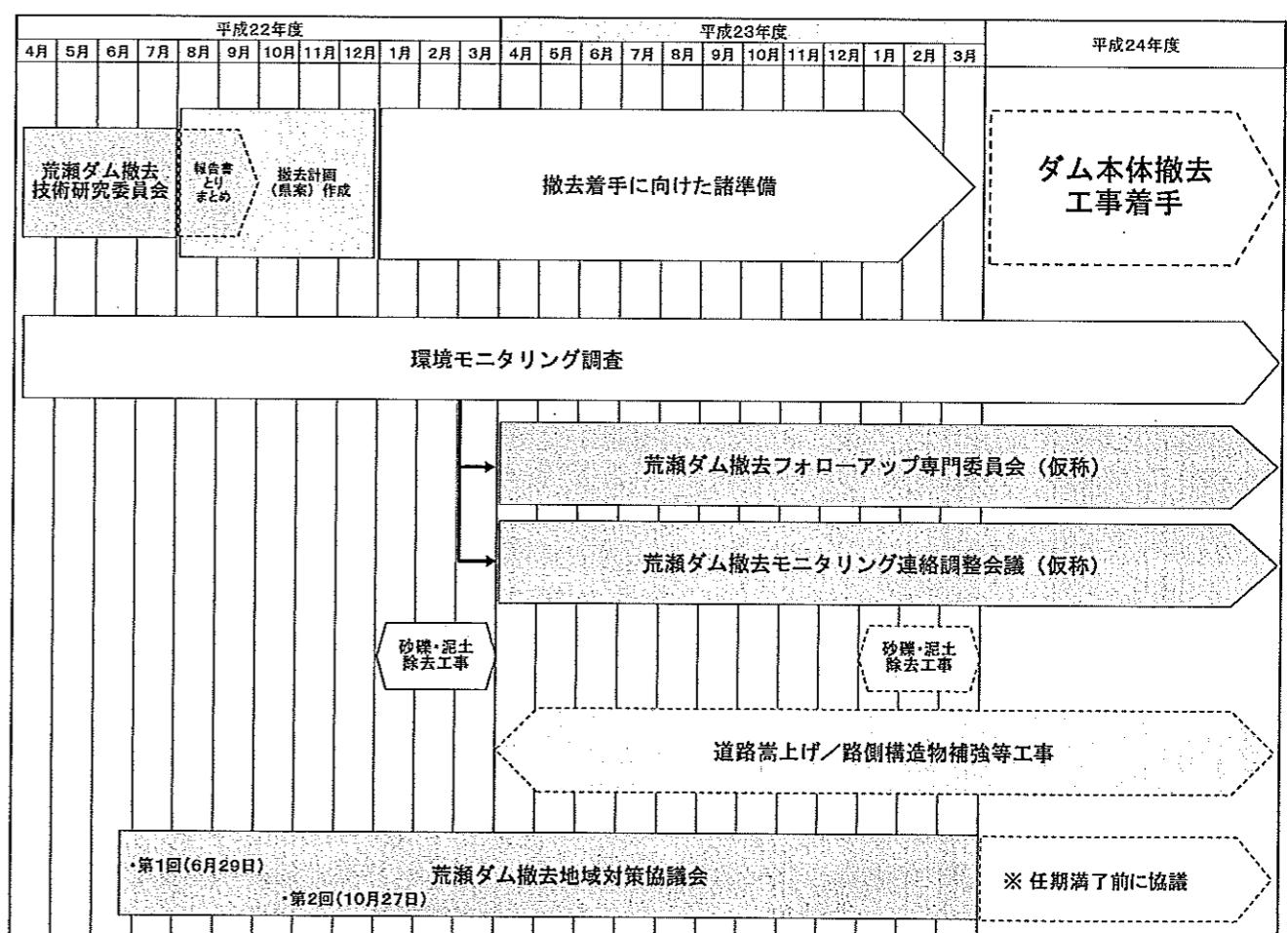
(2) 老朽化した河川管理施設と許可工作物の対応策に係る国の検討状況について、現在本省にて検討中であるとの報告。

(3) 今後の取組の確認（ダム本体撤去の具体的な施工計画の検討）。

#### 【今後の予算（県の要望額ベース）】

分野名	主な事業内容	H23概算要望額
活力創出基盤整備	道路嵩上げ事業 周辺路側構造物補強事業	289百万円
水の安全・安心基盤整備	環境モニタリング事業等	76百万円
合計		365百万円

### 3 荒瀬ダム撤去に伴うスケジュール（平成22、23年度）



### 【今後の取組】

- 年内を目途に「荒瀬ダム撤去計画（県案）」を策定。河川管理者との協議を進めながら、環境モニタリング、堆砂・泥土の除去等を実施。

### 2 荒瀬ダム撤去に関する国と熊本県との検討会議について

- 第1回検討会議（6月11日）
  - ・現地視察及び設置要綱（案）の了承
- 第2回検討会議（9月7日）
  - (1) 荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、補修事業について、以下のとおり計画案として取りまとめた。

#### ① 道路嵩上げ

##### (考え方)

- ・昭和57年7月洪水痕跡水位（ダム完成後既往最大洪水）を基本として、道路が冠水しないよう嵩上げを行い、避難路の確保を行う。

##### (範囲)

- ・県道中津道八代線の下鎌瀬～中津道区間の延長約1,500m。
- ・市道瀬戸石鎌瀬線の西鎌瀬地区の延長約450m。

#### ② 路側構造物補強

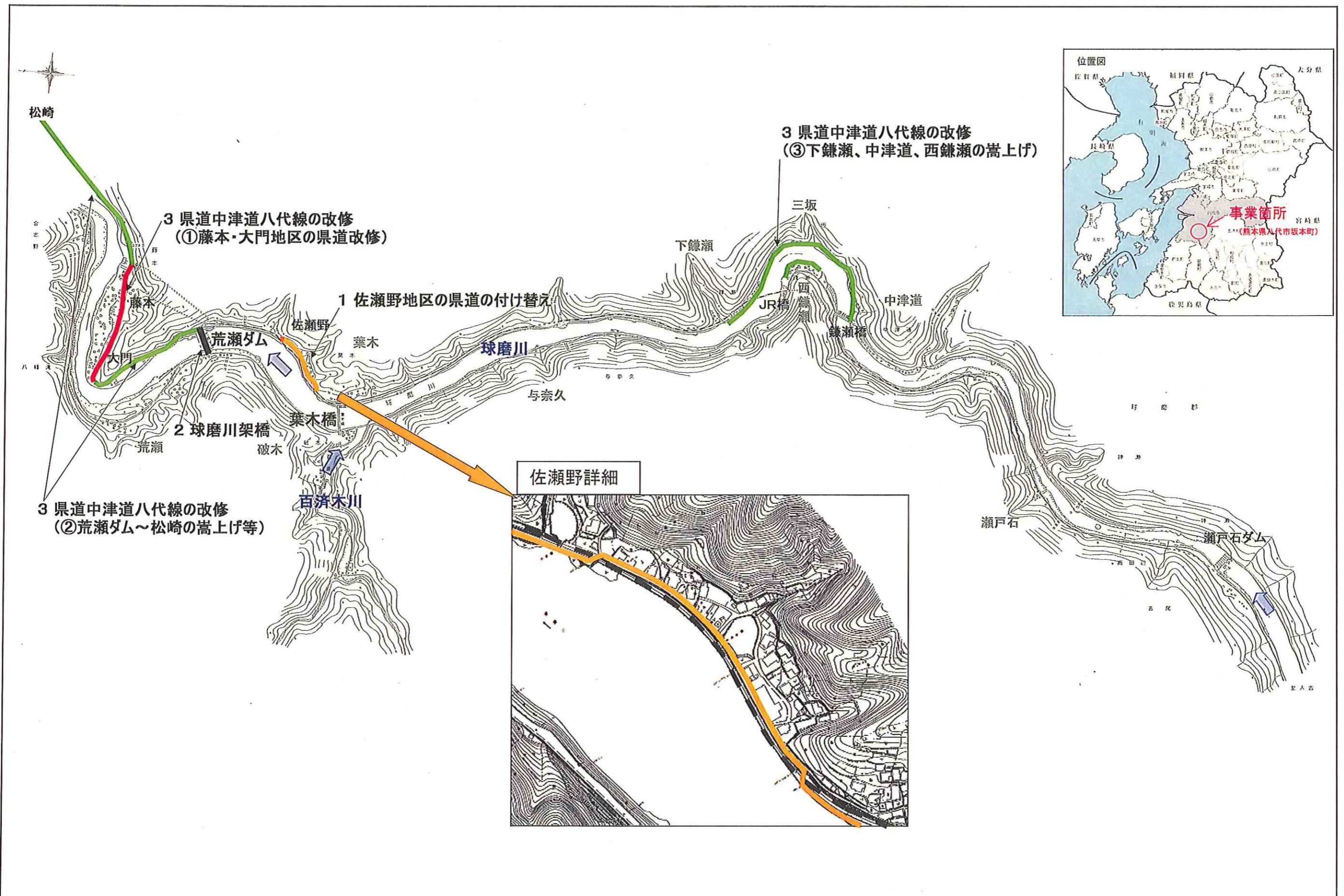


## 地域課題への取組状況(井戸涸れ部会)

項目	第一回協議会での報告	協議会での主な意見	部会での主な意見	現況等
井戸涸れ対策	<p>一時的・応急的措置として企業局で給水を実施</p> <p>水道事業は基本的に市町村が行うもの(水道法第6条「水道事業は、原則として市町村が経営する」)。</p> <p>生活に密着する課題であり、早急に対応ができるよう、協議会に先んじて、八代市や地元と協議実施中</p>	<p>井戸涸れについて、恒久的な、安心するような方向での解決をお願いしたい。</p>	<p>どのような手法でもかまわないが、地元には不安がある。早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>代替水源がない共同井戸について、企業局と八代市の費用負担により、増掘等の対応を実施済み。</p>

## 地域課題への取組状況(消防水利部会)

項目	第一回協議会での報告	協議会での主な意見	部会での主な意見	現況等
1 消防水利の確保	<p>消防に必要な水利施設は、市町村が設置、維持管理するもの(消防法第20条)であるため、八代市において対応を検討されており、県は助言等行っている。</p> <p>川岸までの進入道路については、治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要</p>	<p>小舟の管理も難しいので降り道を造ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の希望は河川から直接水がとれることなので、是非、降り道をお願いしたい。昔、降り道があったところについては、特に強く、国に伝えて欲しい。</li> <li>防火水槽は40㌧と決まっており、水が無くなる不安がある。</li> <li>実施主体は市でも、国でもかまわないので、知恵を絞って取り組んで欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県企業局は消防水利のための斜路の設置主体とはなれないが、道路嵩上げ等の予定箇所については、可能な対応を今後検討。 (設置主体、河川管理上の制約あり)</li> <li>防火水槽の設置については、八代市において検討されており、県としては消防庁の補助金の対応について、できるだけ配慮したい。</li> </ul>
2 護岸補修施工時の河岸へのアクセス路等の整備	治水面等の問題もあり、慎重な検討が必要			



## 地域課題への取組状況(地域交通部会)

項目	第一回協議会での報告	協議会での主な意見	部会での主な意見	現況等
1 佐瀬野地区の県道付け替え	洪水時の安全性や治水面の問題もあり、慎重に検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>地元の利便性を考えれば、道路に民家が近い今そのままよい。川側に道路を付け替えると踏切を別にすれば不便になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路を線路より川側に戻す場合、河川を埋め立てることになり、洪水時の安全性や治水面の問題もあり、対応は困難。</li> </ul>
2 球磨川架橋(荒瀬～大門間)	新たな橋の建設については、県として対応することは非常に難しいため、地域内の交通について、市と協議する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>堰堤は一般道ではないが大事な生活道路。無くなることは問題。</li> <li>金がないということだけでなく、地域住民の納得が得られるような説明が必要。</li> <li>橋があれば便利だということを否定するつもりはないが、ダムを撤去するのが原点だということを忘れてはいけない。</li> <li>山江線の林道もあるので、その延長で橋を整備できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな橋の建設については、県として対応することは非常に難しいため、地域内の交通について、市と協議する。</li> <li>県道から国道までの区間は、利用区域が、200ha以上確保できず、国の制度上、林道の補助対象とならない。</li> </ul>
3 県道中津道八代線の改修等 ①藤本・大門地区の県道改修	道路の現況や交通状況等を踏まえ、今後、必要性も含めた検討が必要		<ul style="list-style-type: none"> <li>通行車両の通行量の見通しを示してほしい。</li> <li>狭いところは3m20しかなく、県道は現在の道路の規格にはあわない。</li> <li>トラックの通行など、ダムの撤去工事中に地域住民に大きな影響が出てくる。</li> <li>地元の通行車両は朝夕の通・退勤時間だけの問題。</li> <li>ダムがあっても無くても日常的に困っているということであれば、部会の議論からはずすべき。市が県に単独で働きかける問題ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム本体撤去工事に係る大型車両については、国道219号を利用することとし、県道については、極力、大型車両往来等の影響の軽減に努める予定。</li> <li>藤本発電所の取扱いについては、現在協議中であるが、工事する場合は工事車両の通行時間を調整するなど、県道への影響の軽減に努める予定。</li> <li>道路改良については、まずは道路の現況や交通状況等を調査するとともに、今後、どのような対策がよいのか検討していく。</li> </ul>
②荒瀬ダム～松崎の嵩上げ等	ダム撤去工事において、極力、大型車両往来等の影響の軽減に努める予定	・上流だけでなく、下流の県道のかさ上げも必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの撤去いかんにかかわらず、日常的に問題があるてるのであれば、ダム問題に入るのはおかしい。</li> <li>道路が狭いことが非常に大きな問題。また、最近、2回も浸水して孤立した。県道の拡幅も嵩上げもお願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水実績ある2箇所の嵩上げの必要性については、理解しており、今後、関係者協議や実行可能な整備手法等について調査・検討を進めていく。</li> <li>道路改良については、まずは道路の現況や交通状況等を調査するとともに、今後、どのような対策がよいのか検討していく。</li> </ul>
③下鎌瀬、中津道、西鎌瀬の嵩上げ (護岸用に敷設されたテトラポットの撤去)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムの存続、撤去に関わらず市道を嵩上げすると聞いていたがどうするのか。</li> <li>県道嵩上げの必要性を聞かせて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道嵩上げと護岸補強は、ダムの存廻にかかわらず、強い意志で進めもらいたい。</li> <li>道路嵩上げで護岸を補強するなら、テトラポットを置くのではなく、護岸自体を補強すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路測構造物補強について、これまで2回の「国と熊本県との検討会議」を開催し、対象箇所の考え方、嵩上げ高、範囲、概略の構造について計画案として取りまとめた。</li> <li>今後、事業化に向けて国と協議し、事業実施のメドが立った段階で地元説明等を行う予定。</li> <li>テトラポットについては設置された経緯や目的によって判断すべき問題であり、個別に検討が必要と考えている。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>荒瀬ダムの撤去に直接関係のないような項目については、協議会とは他の場で議論する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ある程度方向性が決まった項目については、それぞれの事業の中で、地元への説明・協議を進める。</li> </ul>

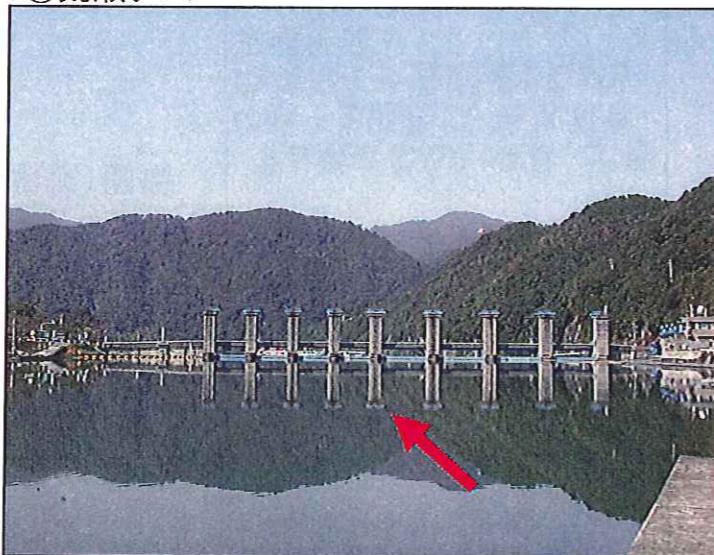


## 地域課題への取組状況(水産部会)

項目	第一回協議会での報告	協議会での主な意見	部会での主な意見	現況等
1 広域的な魚族の成育促進	<p>撤去工事に伴いモニタリング調査を実施 現在、水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強く要望しているのは球磨川の再生。昔の生態系を取り戻し、大きな視点で水産振興に取り組んではほしい。</li> <li>・同意見。昔の球磨川の再生が一番重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局実施の補殖事業(遡上稚鮎や種苗の放流事業)を継続してもらいたい。</li> <li>・補殖事業終了後のことについて話をする場を設けてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、藤本発電所の存続が前提であり、終了の時期については、今後検討予定。</li> </ul>
2 鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実			<ul style="list-style-type: none"> <li>・遙拝堰の魚道の機能について話をする窓口はどこか教えてほしい。</li> <li>・水産研究センターで遙拝堰魚道の調査(遡上調査)はできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遙拝堰に関する窓口:農政局水利整備課管理調整係</li> <li>・水産研究センターでは球磨川における鮎の遡上、成長等の調査を実施中。(魚道の調査は実施していない)</li> <li>・遙拝堰魚道調査を実施するには、事前に施設所有者等関係者間の協議が行われることが前提。協議終了後に調査できるか検討したい。</li> </ul>
3 除去予定の砂の八代海への補給(覆砂事業)	<p>平成19年度から、除去した堆砂を活用し、八代海の球磨川河口域で覆砂事業を実施中 (実績 H19:2.3ha、H20:3.46ha、H21:3.5ha)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(八代漁協管内の)覆砂事業を来年度以降も確実に実施してもらいたい。</li> <li>・鏡町の海岸でも覆砂事業の検討を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度は約3.5haの覆砂事業を予定。また、平成23年度以降も実施予定。</li> <li>・市町村や国などとの調整が必要であり、今後検討していく。</li> </ul>
4 工事実施にあたっての地元(市、漁協)協議	<p>泥土除去を始め工事等の実施にあたっては、事前に市、漁協等関係機関との協議を行う予定</p> <p>ダム撤去にあたっては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本初のダム撤去工事なので、被害がないよう、しっかりと検証しながら工事を進めてもらいたい。</li> <li>・荒瀬ダムの堆積土砂が一気に流れると港の航路がなくなることもあるので注意してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングの結果報告を含め、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を進めていく。</li> </ul>

## 藤本発電所・荒瀬ダム施設概要

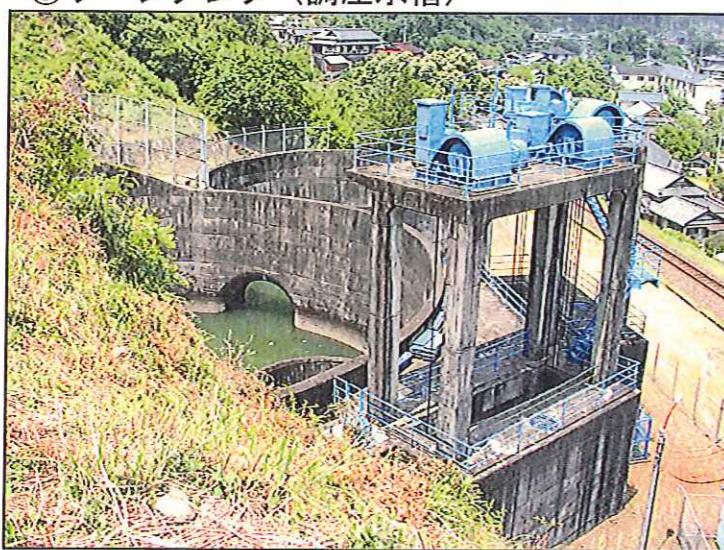
①荒瀬ダム



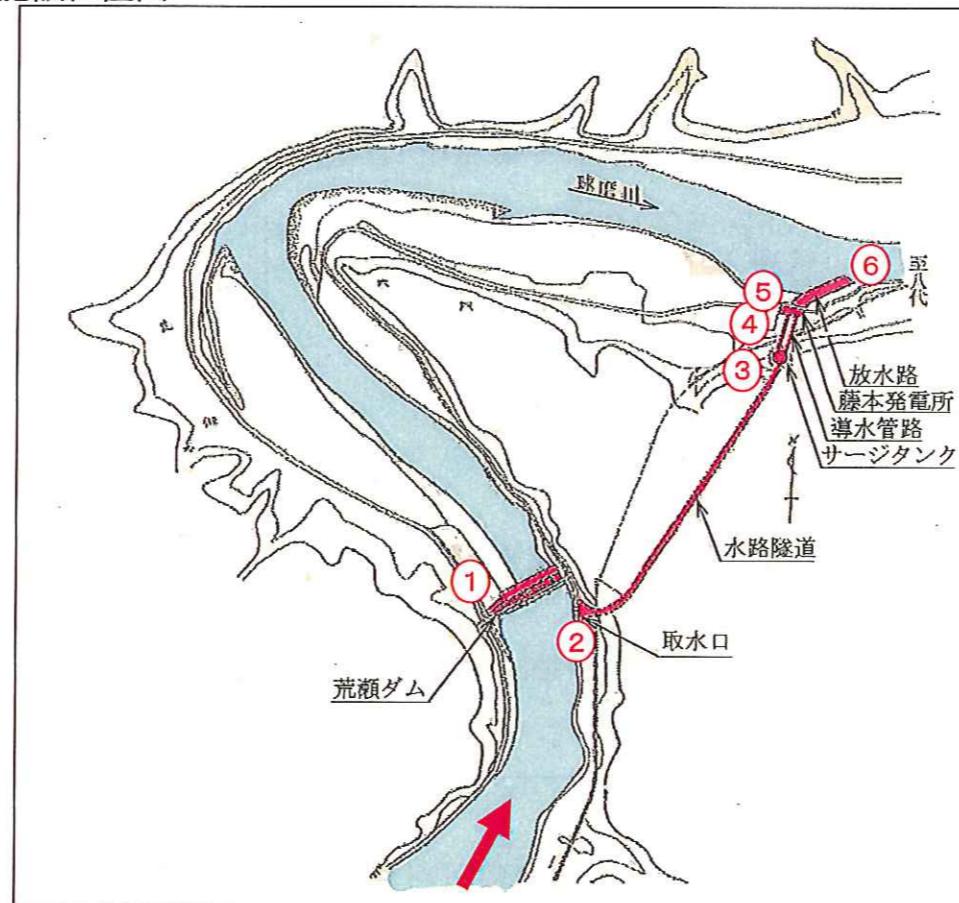
②取水口



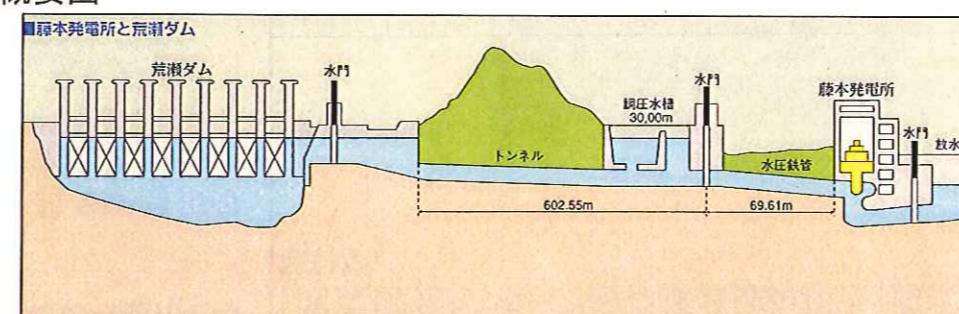
③サージタンク（調圧水槽）



施設位置図



概要図



### ■藤本発電所

荒瀬ダムから約600mのトンネルで導水し、その落差（約16m）を利用して2台の発電機で発電

最大使用水量	134 m <sup>3</sup> /s
最大出力	18,200 kW
発電方式	ダム水路式
年間供給電力量	約74,667,000 kWh
建設費	25億200万円

### ■荒瀬ダム

球磨川最下流に設置された発電専用ダム

型式	重力式コンクリートダム
堤高	25.0m
堤長	210.8m
洪水吐ゲート	8門
総貯水容量	10,137,000 m <sup>3</sup>
建設費	3億9,410万円

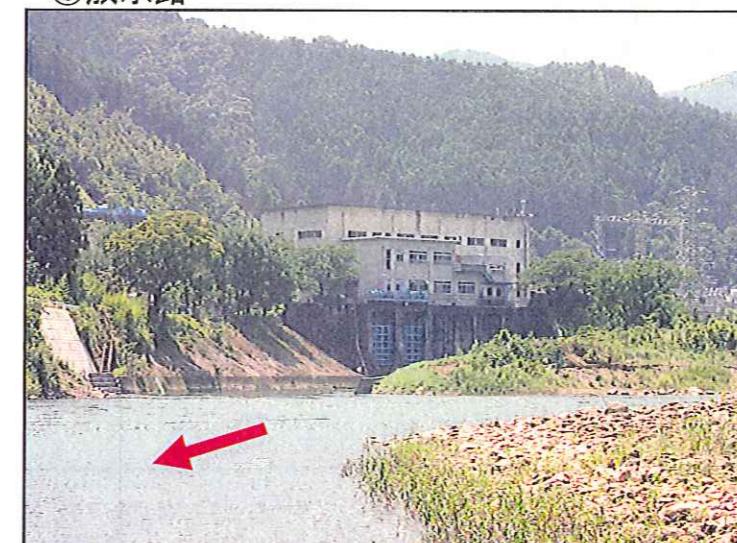
④藤本発電所



⑤発電機



⑥放水路



## 地域課題への取組状況(施設部会)

項目	第一回協議会での報告	協議会での主な意見	部会での主な意見	現況等
1 ポートハウスの活用策	平成22年4月1日から休止		<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持費がそれほど大きないので、しばらく様子を見て検討すればよいのでは。</li> <li>・トレーニング設備だけでも開放できないか。将来的には、河川を絡めたキャンプ場や、青少年センターなどに活用してほしい。</li> </ul>	ダム撤去後の河川形態や部会での意見を踏まえ、市で活用方策を検討し、県と協議。
2 藤本発電所及び隧道の取扱い検討	地元での有効活用策等の検討を踏まえた協議が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤本発電所を今後どうするのか個別に要望に行きたい。(下記)</li> <li>○藤本発電所対策委員会要望書(要約)(H22.7.22)            発電所及び関連施設等に関してもダム同様に、一刻も早く、建設される前の姿に回復してほしい。            具体的には、発電所、放水路は撤去、隧道は埋戻し、サージタンクは撤去及び埋戻し。         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効活用しても最終的に撤退されて施設が残れば地元での管理は困難。</li> <li>・今の経済情勢では有効活用に進出する者がいるかは疑問。</li> <li>・公式な利用希望があるのなら検討の余地はあるかもしれない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の要望書を地元の声として重視すべき。</li> <li>・隧道の崩落による土砂崩れが心配なので、隧道は埋め戻しを。</li> <li>・安全性などを含め、各施設の取扱いの検討結果を説明していただきたい。</li> <li>・活用・撤去いずれにしても早く結論を出して取り組みを進めた方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁内と八代市に利用希望調査を実施。</li> <li>・今後、一般公募を実施予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で早急に対策が必要な異常等は認められていない。当面は定期的に点検し、必要に応じて補修等を行う。</li> <li>・関連施設の取扱いは、今後、有効活用策の検討状況や撤去費用の確保状況などを踏まえ総合的に判断。</li> </ul>